

南部町社会福祉協議会  
フードパートナー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、フードパートナー事業（以下、事業という）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、南部町社会福祉協議会（以下、本会という）とする。

(フードパートナーの登録)

第3条 食料品の提供は、町内のフードパートナーの協力によって行う。

2 フードパートナーは本事業に理解を示した者（個人・団体）で、別紙登録書により事前に登録している者とする。

3 フードパートナーは、本会より協力依頼があった場合、食料品を提供する。

(対象者)

第4条 対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 金銭的に困窮し、食料品に困っている者。

(2) その他、南部町社会福祉協議会会長（以下、会長という）が特に必要と認めた者

(申請)

第5条 対象者がこの事業を利用しようとするときはフードパートナー事業申請書を会長に提出する。

(支援の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかに可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により、利用の可否を決定したときは、フードパートナー事業利用者決定（却下）通知書により、申請者に通知しなければならない。

(支援の内容)

第7条 支援決定した場合、ひとり世帯には原則として米5キロを目安に提供し、世帯員の人数により増量するものとする。

2 米以外にも、フードパートナーから提供されたものがあれば併せて申請者に提供を行う。

(受取)

第8条 食料の提供を受けた者は、別紙食料受取書に受け取った物を記入し、本会に提出しなくてはならない。

(支援の限度)

第9条 フードパートナーによる支援は同一年度内に2回までとする。

(その他)

第10条 本事業に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

年 月 日

南部町社会福祉協議会フードパートナー事業利用決定（却下）通知書

申請者

様

南部町社会福祉協議会  
会 長 藤 友 裕 美

フードパートナー事業利用について、決定（却下）したので通知します。